資料13

議題１３　児童扶養手当の受給資格確認に伴うプライバシーの保護と適正受給について（半田市提出）

市名	回答	
	（１）判断基準	（２）プライバシー保護と適正受給の両立の取り組み（（１）以外で）
名古屋市	「事実婚状態が認められるかどうか」を判断基準としている	
豊橋市	愛知県児童家庭課より提示されている「児童扶養手当事務処理の手引き」を参考に対応しており、市独自の判断基準を設けていない。疑義がある場合は、県福祉相談センターに個別事案を相談したうえで判断している。	個人情報を口頭でやり取りせず、必要な確認項目を紙面でチェックできるように、随時申立書や調書の様式を変更している。また、職員によって対応の差がないように、定期的に職員間で情報共有や意見交換の時間を設けている。
岡崎市	手当の受給資格の有無を判断するため必要な事項を確認している。	特に無し
一宮市	家屋名義、光熱水費支払い名義が受給者本人以外であったり、同一住所者がいる等、受給者本人から提出のあった資料や公募で生計維持にかかる疑義が生じた場合には、詳しく確認をしています。受給資格について必要な確認であることを説明し、理解いただくよう努めています。	特にありません。
瀬戸市	受給者が書類提出や聞き取りへの回答を拒否等した場合に、適正受給が確保されるように個々の事情に応じた他の方法を検討し対応している。	
半田市	議題提出市	
春日井市	住民票の異動、通報及び妊娠届の提出などにより、受給資格に疑義が生じた場合には、適正受給の観点からプライバシーに配慮しつつ、聞き取りを行うこととしている。	国からの通知による適正受給に対する判定基準が曖昧なため、具体的に取り組んでいることはないが、現況届の受付時には特にプライバシーの保護に対する配慮は行っている。
豊川市	「児童扶養手当事務処理マニュアル」等に基づき、認定に必要な場合に個別に対応しており、市の基準は設けていません。	特にありません
津島市	個別ケースごとに担当間で協議しており、現在のところ具体的な判断基準を設けていない。	特になし
碧南市	基準としては設けておりません。	
刈谷市	判断基準は設けていない。	受付時に世帯状況や居住状況を書類に記入してもらっており、その内容をもとに必要な書類を案内している。
豊田市	「一律の提出は不要と考えられる独自の調書・申立書の例」のうち、未婚の調書については、未婚の要件で申請するすべての者から提出を求めている。事実婚や生計関係が無いことをしっかりと担保したうえで、適正受給の確保に努めている。	
安城市	明確な判断基準はありませんが、個別に対応しています。	特にありません。
西尾市	現状では、基準を設けていません。	特にありません。他市様のを参考にさせていただきたいと思います。
蒲郡市	本市もたいへん苦慮しておりますが、不正受給防止の観点から、未婚や、家屋名義が本人か親族以外の場合は申立書を提出していただき、住居が賃貸の場合は賃貸契約書の確認（名義・家賃・保証人氏名を確認）しています。それ以外については概ね本人からの聞き取りで、特に証拠書類を求めたりはしていません。	特にありません
犬山市	独自の判断基準は設けていないが、「児童扶養手当事務処理マニュアル」で示されている、生活保護の扶助費、預貯金額、持ち家の一戸建て・マンションの区別等の、必要以上にプライバシーの問題に立ち入る内容については記載を求めていない。	特になし
常滑市	基準は設けておりません。ただし、通報や他部署からの情報共有により、児童扶養手当の受給要件が非該当となる可能性がある場合には個別で聞き取りをしております。	そのほかで、具体的に取り組んでいることはありません。
江南市	明確な判断基準は設けていない。	プライバシーの保護と適正受給の両立については、大きな課題であると考えており、有効な取組み等があればご教示いただきたい。
小牧市	愛知県福祉局児童家庭課が作成している「児童扶養手当事務処理の手引き」にて示されている調書の作成、申立書等が必要な事例の一覧表に記載のある事例に基づき、提出を求めている。	現況届の受付時には各ブースをパーテーションで仕切り、プライバシーの保護に配慮したうえで、聞き取りを行っている。

議題１３　児童扶養手当の受給資格確認に伴うプライバシーの保護と適正受給について（半田市提出）

市名	回答	
	（１）判断基準	（２）プライバシー保護と適正受給の両立の取り組み（（１）以外で）
稲　沢　市	個別に必要かどうかの判断をするための基準は設けていない。（受給者に一律同じ問いかけをする中で、受給資格に疑義が生じた場合は、プライバシーに十分配慮した上で、詳細な聞き取りを行うようにしている）	適正受給のための書類提出・聞き取りのみを基本とし、受給者に丁寧な説明を行った上で対応をしている。複雑な事情を抱えた方の相談等は別室で、現況届提出は窓口を別室に設置するなど、プライバシーに配慮した取り組みを行っている。
新　城　市	手当の申請者には、プライバシーについての質問に回答をいただくことに承諾いただいたうえで申請していただくようにしています。（別紙）ただし、「記入したくない」と言われる質問事項で、必須でない事項については空欄でも可としています。	特にありません。
東　海　市	全員一律に書類の確認・提出を求めている	他の来庁者や隣接するブースに聞き取りの内容が聞こえないようにしている
大　府　市	家屋名義・賃貸契約書 離婚…転居を伴う（実家以外）場合は提出必要 事実婚解消・未婚・・・実家以外なら提出必要 など一定の判断基準を設けています。	特にありません。
知　多　市	家屋の名義については多くのケースで求めていますが、調書等の作成はしておりません。また、名義の確認のみで、ローン等については聞き取りしておりません。申立書は本人もしくは扶養者以外が契約者の場合（元夫、別居親族等）のみ求めています。 未婚の申立書は原則もらっていますが、父の名前等の記入を拒否する場合等は無理に聞き出しはしておりません。 生計維持方法確認調書や妊娠の状況確認書は基本的に求めておりません。	申請時、聞き取り時は個室で対応している。
知　立　市	受給資格に直結する情報か否かを基準としています。	現況届における生活状況等の確認において、変更があった内容の確認を重視し、変更がない部分の確認は簡素化を進めています。
尾 張 旭 市	原則、状況によって提出書類を求めており、やむを得ない理由等により提出が困難な場合は個別対応を行っている。	未婚等で面談が必要な場合は、別室で聞き取りを行うことでプライバシーの保護を図っている。
高　浜　市	現状は基本的に一律に確認・提出を求めている。提出できない、したくないという場合については聞き取りをし、事実確認ができれば提出を求めないこともあるが、判断基準が明確にあるわけではない。それぞれのケースにより判断も異なる。	なし
岩　倉　市	児童扶養手当事務処理マニュアル等の通知に基づき事務を行っています。	なし
豊　明　市	児童扶養手当事務処理マニュアルに記載以上の基準はなく、当該受給者の状況によって、その都度内部協議・県への確認等を行ったうえで、判断している。	特になし
日　進　市	事実婚解消、未婚事由による場合の申請、家屋名義が前夫や親族以外の異性の場合など、聞き取りにおいて、受給資格に疑義がある場合について、調書や申立書を求めています。	特に基準は設けておりませんが、認定請求時の聞き取りにおいて、受給資格に疑義が生じた場合について、適正受給という観点から詳細な聞き取りを行っております。
田　原　市	賃貸住宅に居住している場合で契約者、光熱水費等の契約者、家屋の名義等が受給資格者及びその親族以外の者でないか。前夫が近所に居住していないか。など生活の支援および頻繁な出入り等、事実婚が疑われる場合において、公共料金の支払いが確認できる書類、賃貸借契約書、各種申立書の提出、本人からの事情聴取等確認を求めている。 ただし、これらの資料を提出したとしても、最終的に児童扶養手当の支給要件に該当するのか判断することは難しく対応には苦慮している。	本人が希望する場合、個室で相談受付、申請書の受付等を行っている
愛　西　市	判断基準は設けておりません	具体的な取り組みはありません 聞き取り等が必要と判断した場合は、プライバシーに配慮しながら必要事項を確認しています

議題１３　児童扶養手当の受給資格確認に伴うプライバシーの保護と適正受給について（半田市提出）

市名	回答	
	（１）判断基準	（２）プライバシー保護と適正受給の両立の取り組み（（１）以外で）
清　須　市	個別にプライバシーに関わる事項についての確認が必要かどうかの判断基準はないですが、清須市にて児童扶養手当の申請前に申請対象者の判断をするにあたって聞き取りする内容のポイントについて箇条書きさせていただきます。 ・同一の家に一緒に住んでいる方の確認（所得制限等の関係） ・家屋名義確認及び水道光熱費の支払い（家屋名義については税務課と連携） ・申請時点で第２子以降の子を妊娠している場合（母子保健係と連携） ・同一住所、別世帯でパートナーが確認できる場合や、住所を置いたまま実態がない場合 ・元配偶者と１㎞以内の距離で居住している場合 ・対象児童の健康保険証が元配偶者の被扶養者である場合 ・申請時に異性と来庁された際（関係性を軽く確認）	不正受給の情報提供があった場合は、状況次第で調査を行います。
北名古屋市	国と同様。	特になし。
弥　富　市	受給資格者の自宅から配偶者等が転出・転居された方や未婚で出産された方、その他疑義があると判断した場合。	誤認定しないための措置としてご理解いただいたうえで、事実婚状態ではないか、経済的援助を受けていないかの確認のため、申立書の提出や自宅への訪問を行っている。
みよし市	事実婚の解消等、戸籍等の書面で確認ができないことを基準として、聞き取りや申立書の提出を求めています。	現況届時等に聞き取りをすること及び資格喪失事由を周知するようにしていますが、より効果的な取り組みがあれば本市もご教示いただきたいです。
あ　ま　市	同住所地に男性の住民票がある場合、家屋名義が第三者の場合、不正受給の通報があった場合、増額申請があった場合など、事実婚等の疑義がある場合にのみ必要な事項について聞き取りや書類の提出を求めている。	申請内容に虚偽がないこと、事実婚等になった場合は遅滞なく届け出ることなどの内容を盛り込んだ確約書を提出してもらっている。
長久手市	特に決めていません。	特にありません。